

事業者が排出する廃棄物の適正処理に向けたリーフレット、 マニュアルの作成及び今後の排出指導の考え方について

1 経緯等

事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物（以下、「事業系ごみ」という。）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、自らの責任において適正に処理することが求められている。

事業者の廃棄物処理については、多くは民間事業者又は区に収集・運搬等の処理を有料で依頼することとなるが、手続きを行わず、家庭ごみと同様に地域のごみ集積所に廃棄している事例が見受けられる。

区は、これまで、このような不適正に排出された事業系ごみについては、個別に排出指導を行ってきた。

今般、事業者を対象とした「事業系ごみ適正処理」に係る手引き（マニュアル）及びリーフレットを作成し、事業者の一層適正な廃棄物処理のため、これらを活用して排出指導を行う。

2 印刷物の概要等

- (1) マニュアル（「事業系ごみ適正処理の手引き」平成 29 年 3 月発行）【製作中】
「事業者の責務」、「廃棄物の区分」「廃棄物の適正処理」「ごみ減量への取り組み」
「関係法令と罰則規定」「Q & A」「問い合わせ先一覧」
- (2) リーフレット（「事業者のみなさまへ」）平成 29 年 3 月発行）【別紙資料参照】
「区の収集を利用する方法」「廃棄物処理業者に委託する方法」

3 今後の排出指導の考え方

- (1) 普及啓発
商店街、区に照会のあった事業者等にマニュアル、リーフレットを配布し普及啓発を推進する。
- (2) 情報収集
通常のごみ収集現場からの報告、パトロールにより集積所の実態を把握する。
- (3) 情報の活用
上記等で把握した情報を活用し、重点的な排出指導を行う。
- (4) 現場等での説明・指導
不適正な排出を行っている事業者に対する指導に際し、マニュアル、リーフレットを活用してより丁寧な説明、指導を行い、事業者の理解と協力を得られるよう努める。

以 上